

# 新たな臨時福祉給付金 (経済対策分) 1人15,000円 についてお知らせします!

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和するため、新たな臨時福祉給付金が支給されます。



## 《支給要件》

▼支給対象者…平成28年度臨時福祉給付金(1人3,000円)の対象者と同じ下記の方

○平成28年度分の住民税(市・県民税)が課税されていない方。  
※ただし、課税されている方の税法上の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者などは対象となりません。

▼支給額…1人につき15,000円

**給付金の受け取りには、申請が必要です!**

## 《申請方法》

◎申請先:南国市福祉事務所(南国市役所内)「臨時福祉給付金」窓口

〔平成28年1月1日時点で住民票(住民登録)がある市町村に申請してください。郵送でも手続きできます。〕

◎問い合わせ先:専用ダイヤル☎880-6580(平日 8時30分~17時15分)

◎申請期間:平成29年3月1日(水)~7月31日(月)まで(当日消印有効)

◎提出書類:申請書(南国市では、対象になるとされる方には申請書を郵送しています。)

本人確認書類※1(運転免許証・保険証・パスポート等の写し)

振込指定した口座が確認できる書類※2(金融機関名・口座番号・口座

名義人(カナ氏名が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

注)※1と※2は、平成28年度臨時福祉給付金を受給された方は提出が省略できる場合があります。

## 《よくあるご質問》

Q:平成28年度臨時福祉給付金は申請しませんでした、今回の給付金(経済対策分)は受け取れますか?

A:支給対象になるとされる方には申請書類を郵送しています。平成28年度臨時福祉給付金を申請していない方も申請できますので、早めの手続きをお願いします。

Q:給付金はいつ頃受け取れますか?

A:申請受付後、おおよそ1ヶ月後に指定いただいた口座に振り込みます。申請書の記載内容等に不備があった場合は振り込みが遅くなります。訂正等が必要な方には個別に連絡させていただきます。

Q:給付対象者が死亡した場合、給付金は受け取れますか?

A:申請前に亡くなられた方、申請後、支給決定前に亡くなられた方は支給対象にはなりません。

# 税務課からのお知らせ

## 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿 を見ることができます

縦覧期間	4月3日(月)~5月31日(水) 8:30~17:15 ※土・日曜日、祝日を除く
縦覧場所	税務課資産税係 1階 13番窓口
縦覧資格者	平成29年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者または納税者から縦覧の委任を受けた方
縦覧対象物件	納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額 ※土地のみを所有している方による家屋の縦覧や、家屋のみを所有している方による土地の縦覧はできません。
必要な物	本人確認書類(運転免許証など)または納税通知書(受け取り後) ※代理人は委任状が必要です。 (法人の場合は代表者からの委任を受けてください。)
手数料	無料

※「誰々さんの(どこそこの)土地と家屋の分を縦覧したい」との要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますので、お答えできません。あらかじめ縦覧箇所の所在地番などを確認の上、縦覧してください。

### ■問い合わせ

税務課資産税係  
☎880-6554

## 廃車や名義変更の 届出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(登録名義人)に納めていただく税金です。

廃車や譲渡をしても、廃車や名義変更の届出をしていない場合は課税されますのでご注意ください。

そのほか、盗難に遭った、市外に転出した、所有者がなくなったなどの場合にも届出が必要です。

※4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度は課税されます。払い戻しはありません。

車種	届出先
原動機付自転車 (50cc~125cc、ミニカー) 小型特殊自動車、農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880-6554
軽二輪車(126cc~250cc)	高知県軽自動車協会 ☎842-4311
二輪の小型自動車(251cc~)	高知運輸支局登録課 ☎050-5540-2077
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3125

### 届出をしないといけない!

- ・廃棄したり人に譲ったりしたのに税金のお知らせが届く。
  - ・車や税金に関する大事なお知らせが届かない。
  - ・盗難や事故の際に使用者や所有者の確認が遅れる。
- などの支障が生じる恐れがあります。

### ●農耕作業用自動車も届出を

乗用装置を有するトラクターやコンバインなどは課税されますので、取得した場合には登録の届出が必要です。

### ●身体障害者手帳などを お持ちの方へ

心身に障がいのある方などで、一定の要件に該当する方は減免を受けることができます。5月24日(水)までに申請してください。前年度に減免の決定を受けた方には、3月中に減免の要件を確認する書類(使用状況届)を郵送します。減免の継続を希望する方は、忘れずに返信してください。

■問い合わせ/税務課税務管理係 ☎880-6554